

福生市体育協会創立60周年記念事業に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、福生市体育協会（以下本会という）の創立60周年記念に関する事業を企画・運営するため、組織・任務及び役員選出を定めることを目的とする。

(組織並びに任務)

第2条 本会に創立60周年記念事業実行委員会（以下実行委員会という）を置く。

2 実行委員会に式典部会、記念誌部会、表彰部会、および総務部会を置く。

3 各部会の任務は以下のとおりとする。

- 式典部会 : 記念式典・祝賀会・及び記念行事に関する企画・運営に関する事項
- 記念誌部会 : 記念誌の編集・発行に関する事項
- 表彰部会 : 記念表彰に関する事項
- 総務部会 : 記念事業の総務に関する事項および記念事業の財務に関する事項

(委員構成及び役員)

第3条 実行委員会は本会の会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務局員を委員とし構成する。

2 実行委員会に委員長を置き、本会の会長をもって充てる。

3 実行委員会に副委員長を置き、本会の副会長をもって充てる。

第4条 各部会は委員長を除く委員により構成する。

2 部会長は、本会の副会長及び専務理事をもって充てる。

3 各部会に副部会長を置き、本会の常務理事及び事務局長をもって充てる。

(本規程の施行期間)

第5条 本規程は令和元年8月1日より施行し、実行委員会の解散は理事会で承認したときに失効するものとする。

附則 この理事会議決事項は令和元年8月1日より施行する。

令和元年7月31日 理事会承認